「難病の患者に対する医療等に関する法律第4条に規定する難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定める件(案)」に対する ご意見募集の結果について

> 平 成 27 年 8 月 〇 日 厚生労働省健康局疾病対策課

標記について、平成27年7月16日から平成27年8月14日まで御意見を募集したところ、49件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

なお、御意見については、本パブリックコメント募集の対象となる事項についてのみ、 適宜要約等の上、取りまとめさせていただいております。意見募集の対象外の御意見に つきましては、回答はいたしませんが、お寄せいただいた御意見に関しましては、今後 の参考とさせていただきたいと考えております。

皆様方の御協力に厚くお礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第1(1)アで、「地域社会」とすると、「地	「地域社会」を「社会」という表現に修正します。
	域社会」が行うもの、国としてではないとい	なお、基本方針は、我が国における難病対策につ
	うように読めてしまうため、「我が国の社会」	いて記載しています。
	などとして欲しい。	
2	難病は全国各地どのような環境においても	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、難病
	発症する可能性があることを基本認識とし	は一定の割合で発症することが避けられず、その
	て欲しい。	確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性
3		があるという記述に含まれていると考えていま
3	ように「難病は、生物としての多様性をもつ	す。
	人類にとっての必然   と明記して欲しい。	
	八類にとうての必然」と明記して歌しい。	
4	障害者基本法第1条のように、「基本的人権	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、社会
	を享有するかけがえのない個人として尊重	参加への機会が確保され、地域社会において尊厳
	され…」という一節も加筆して欲しい。	をもって生きることができるよう、共生社会の実
		現を目指すという記述に含まれていると考えて
		います。
5	「難病の克服」と「難病を持ちつつ尊厳を持	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、難病
	って生きる」の2つが今後の難病対策の目標	の克服を目指し、難病の患者が長期にわたり療養
	の「車の両輪」であると明記して欲しい。	生活を送りながらも社会参加への機会が確保さ
		れ、地域社会において尊厳を持って生きることが
		できるよう、共生社会の実現を目指すという記述
		に含まれていると考えています。
6	本方針の見直しを3年以内に行い、未達成分	難病法第4条第3項に基づき、本方針は少なくと
	野については3年以内に達成できるように	も5年ごとに再検討を加え、必要がある時は見直
	して欲しい。	しを行うこととしています。
	また、見直しの際には障害者権利条約に即し	また、本方針の見直しに当たっては、難病法にお
	ているかどうかを踏まえるとともに、実態調	いて、厚生科学審議会の意見を聴くこととされて
	査を行い、難病の患者及びその関係者の意見	おり、厚生科学審議会の下に設置されている難病

	を聞き、厚生科学審議会に報告するよう明記 して欲しい。	対策委員会で難病患者の方々等の意見をお伺いします。
7	第2(2)アを「指定難病については、障害者権利条約にもとづいたものになるよう、希少疾患であるかどうかや、客観的診断基準が確立しているかどうかという要件を撤廃し、いかなる難病であっても、等しく尊厳ある個人として生きることを保障する医療費助成制度になるよう見直しを行う。」として欲しい。また、重症度分類を撤廃して欲しい。	指定難病の指定については、難病法第5条に規定されているとおり、希少性や客観的な指標による一定の基準が必要とされています。また、医療費助成制度は、消費税を財源とした制度であり、広く国民に理解を得る観点から、医療費助成の対象となる指定難病の患者は、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める病状の程度であることが必要とされています。
8	重症度分類は、身体障害を中心とせず、病状が安定しない状態が続くケースや、放置すれば確実に悪化する様な状態もあることを踏まえて見直しをして欲しい。	重症度分類については、各々の疾病の特性や医学 の進歩に応じて随時見直しを行うこととしてい ます。
9	「難病対策の改革について(提言)」で明示されている「三次医療圏ごとに新・難病医療拠点病院(総合型と領域型)(仮称)、難病医療コーデネーター(仮称)、二次医療圏ごとに難病医療地域基幹病院(仮称)を指定」を明記して欲しい。	難病患者の方々が、より身近な医療機関で適切な 医療を受けることができる体制を構築すること は重要だと考えており、難病の各疾病や領域ごと の特性等に応じて、医療機関等の連携の在り方に ついて検討を行い、具体的なモデルケースを示す こととしています。
10	医療機関が少ない僻地や地方でも早期に正 しい診断が行われ、適切な医療が受けられる ような医療提供体制にして欲しい。	
11	第3(2)アの「既存の施策を発展させつつ」 の箇所に現行の重症難病患者入院施設確保 事業を明記して欲しい。	本方針は、政策の方向性を示すものであり、具体的な事業名を上げることはしておりませんが、重 症難病患者の方の入院確保事業については重要 であると考えており、引き続き行ってまいります。
12	第3(2)アの「既存の施策を発展させつつ」 の箇所に、既存の施策や連携システムの実態 を把握、適切な評価をし、その目的が十分に 達せられるよう国の責任において支援する 旨を記載して欲しい。	「既存の施策を発展させつつ」とは、国が、これまで実施してきた施策を適切に検証し、一層の発展を目指すものであり、ご指摘の趣旨は含まれていると考えています。
13	適切な遺伝カウンセリング等が全国どこででも安心して受けられるよう体制を整備し、遺伝子診断に限らず、診断に必要な検査に関しては主要先進国の保険適用の状況を鑑みて、早急に整備して欲しい。また、安価で信頼性ある遺伝子診断技術の開発、遺伝カウンセリング体制の整備を疾患毎に推進し、患者が遺伝子解析・診断を安心して受けられるよう、遺伝情報による差別を禁止する法律の制定をした上で、難病患者の方の遺伝情報を登録するシステムを構築し維持して欲しい。	倫理的な観点も踏まえつつ遺伝子診断等の特殊な検査について幅広く実施できる体制を構築することは重要だと考えており、具体的な方法については今後検討を行うこととしています。

1.4		医苯贝茨克亚克眼炎 <i>七</i> #4 产电力 6 <b>十</b> 4 7 1 1 4 3 4
14	人道的見地からの治験参加や患者申出療養	医薬品等の研究開発を難病患者の方々に有効な
	制度などの新規の施策が患者に一日も早く	医薬品等を届けることができるよう推進してま
	薬を届けるという目的にどのように役立っ	いります。
	ているかを検証する、との趣旨を加えて欲し	また、本方針に基づく施策の取組状況は定期的に
	ιν <sub>°</sub>	評価することとしております。
15	データベースのデータ収集状況や治療研究	指定難病患者データベースの具体的な運用方法
	にどのように活用され、成果をあげるのか	を検討する際の参考といたします。
	等、個別に情報提供をして欲しい。	
	守、個別に開釈促伏をして成しい。	
10	m.o., 4+++0==0-1, #4++++0+o+o	
16	第4の人材育成の項目では、難病患者の方の	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、難病
	生活実態に関する知識その他幅広い知識を	に関する知識を持った人材が乏しいことから、正
	持った人材育成を行うことを明記して欲し	しい知識を持った人材を養成するという記述に
	ι\°	含まれると考えています。
17	難病医療支援ネットワークの構築には、国が	研究班や学会等が主体となって難病医療支援ネ
	直接的かつ積極的に関わることを明記して	ットワークを構築し、国はその活動を支援するこ
	欲しい。	とを想定しております。
18	第5の調査及び研究の項目の中で、指定難病	指定難病となっていない難病についても、情報収
	となっていない疾病に対する取組について	集及び診断基準の作成等の調査及び研究に積極
	より具体的に記載して欲しい。	対に取り組んでまいります。
19		引き続き難病の診断基準や疾病概念の整理等の
19	調査及び研究に関して予算を拡充する旨を	
	明記して欲しい。	調査及び研究の推進に必要な予算の確保に努め
		てまいります。
20	新規に申請された医薬品、医療機器、再生医	医薬品、医療機器、再生医療等製品の承認につい
	療等製品の承認について一層の迅速化に努	ては、様々な施策を通じ、引き続き品質、有効性
	める、との趣旨を加えて欲しい。	及び安全性を確保しつつ迅速化できるよう取り
		組んでまいります。
21	医療上の必要性が高い未承認薬または適応	適応外薬の要望につきましては、医療上の必要性
	外薬の検討の方向性について、欧米での保険	の高い未承認薬・適応外薬検討会議において、従
	適用が認められていなくとも、ある程度確立	来より、欧米での保険適用の有無に関わらず、一
	された治療については、適応外使用を認めて	定のエビデンスに基づき、特定の用法・用量で広
	欲しい。	く使用されていることが確認できる適応であっ
		て、医療上その必要性が高いものについて検討の
	he a control of the c	対象としております。
22	第4(2)ウで、介護職員の待遇改善に努め	本項目は人材育成に関する項目であり、介護職員
	る趣旨を明記して欲しい。	が喀痰吸引できる技術を身につけられるよう施
		策を進めていくこととしております。
23	第7(2)アについて、出張相談など積極的	先駆的な取組を行う難病相談支援センターの調
	な取組みを行なっている難病相談支援セン	査研究を行い、その事例を全国に普及することと
	ターに対して必要な職員数の確保ができる	しておりますが、その具体的な方法を検討するに
	ような財政的支援を行う旨を追記して欲し	当たっての参考とさせていただきます。
	い。	また、難病相談支援センターが、難病患者の方々
	「当事者の意見を十分に聴くこと」、「運営に	を支援するために必要な体制を確保できるよう、
	係る財政的支援をすること」を追記して欲し	国は支援していくこととしています。
	い。	
24	難病相談支援センターで患者同士の交流が	   難病相談支援センターでの具体的な相談方法や
-	でき、医薬品等の開発状況や治験の被験者募	提供する情報や職員の配置等については、各セン
L	して、企木印サツ囲尤1人』 で石炭ツ波炭石券	ルアナ 3 旧秋に拠点の出色寺に 200 には、台ビン

	集等の情報がわかるようにしてほしい。また、難病患者の方の虐待防止や心のケアの観点から、そういった研修を必修化し、専門的な知見を有する職員を配置し、関係機関との連携も可能な体制にして欲しい。	ターにおいて決定されるものですが、本方針に基づき難病相談支援センターに技術的支援を行う際の参考といたします。
25	難病相談支援センターは、地域に住む難病患者及びその家族にとって身近で立ち寄りやすいセンターであり続けるよう、地域の実情にあわせて同一県内に複数設置するなどの検討を行う旨を追記して欲しい。	ご指摘の趣旨は、第7の(2)イ及びウに含まれていると考えています。
26	第7(2)イで、難病法に基づく難病相談支援センターと、任意団体である患者会への支援が同じ項目にあるのは違和感があるので、書き分けてはどうか。	本方針の記述に当たっては、主体が同じものは一文でまとめています。
27	「明日への希望を繋ぐことができるような」 という表現は必要か。	難病患者の方が希望を持って生活できることが 重要であるため、そういった活動を行う患者会の サポートを行うことを明記しています。
28	難病対策地域協議会は、当事者や県が企画運営を行い、複数回開催する予算を確保するとともに、当事者のニーズにマッチした、地域支援ネットワークをつくるような体制にして欲しい。 また、地域での連携体制を進める上で中心となる担当保健師を配置して欲しい。	難病対策地域協議会の具体的な活用方策の検討 に当たって今後の参考といたします。
29	国の責務として難病対策地域協議会の具体 的なモデルケースを示し、普及を図るよう努 める旨を追記して欲しい。	
30	ピア・サポートに係る知識・能力を有する人 材の育成を支援すると同時に、彼らがエンパ ワメントを身につけていくことをもっと意 識してほしい。	ピア・サポートの人材育成は重要であること考えており、具体的な施策について検討するに当たっての参考といたします。
31	レスパイトケアのための受け入れ先の確保 については義務規定にして欲しい。	レスパイトケアのための受け入れ先の確保については重要であると考えており、現在実施している難病医療提供体制整備事業を引き続き推進してまいります。
32	第7(1)に、社会資源の整備を行う旨も明記して欲しい。	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、難病 の患者を多方面から支えるネットワークの構築 を行うという記述に含まれていると考えていま す。
33	第7(1)で、障害者権利条約及び障害者基本法を踏まえることを明記して欲しい。	本方針は、難病患者の方々を対象として必要な項目を盛り込んでいると考えています。
34	障害者総合支援法に基づく特殊な疾病の検 討及び認定調査については、指定難病の検討 を踏まえず、また、障害者権利条約を受けて 改正された障害者基本法の障害者の概念に 難病患者等が含まれる趣旨を徹底し、日常生 活または社会生活に制限を受けるすべての	障害者総合支援法に基づく「特殊の疾病」の範囲については、指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討によって得られる難病に関する知見等を踏まえ、検討を行う必要がありますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

	者を対象とするよう抜本的な見直しを行って欲しい。	
36	難病患者就職サポーターの増員や、就労を継続するためのサポーターを配置するとともに、配置されていないハローワークとの連携を行い、難病患者の方が病状の程度に応じて安定的に働くことが出来る社会の実現に向けて、より一層の支援をして欲しい。 安心して難病であることを開示するために、障害手帳を持たない難病患者も含めて法定雇用率の算定対象として欲しい。	ご指摘の通り、難病患者の方が安定的に働くことが出来る環境を整備することは重要であると考えており、今後の難病患者の方に対する就労支援体制の検討に当たって参考といたします。なお、難病患者就職サポーターは必要に応じて職場定着支援も行う役割を担っています。障害者手帳をお持ちの方については、既に雇用率の対象となっています。障害者手帳を所持しない難病患者の方を雇用率の算定基礎の対象とするかについては、直近の平成25年3月の労働政策審議会障害者雇用分科会意見書において「雇用義務制度の趣旨・目的を踏まえると、障害者手帳を所持しない発達の下産用義務の対象とすることは困難であるが、①企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めて行くこと、②対象範囲が明確でなく、公正・一律性が担保されていないことから、
		業生活上の困難さを把握・判断するための研究を 行っていくことが必要である。」とされたところ です。
37	第8(2)に事業主の責務として、改正障害者雇用促進法にもとづく障害を理由とする差別の禁止および合理的配慮の提供にあたり、見た目にはわかりにくい障害をもつ難病患者の特性に応じて柔軟に対応する旨を追記して欲しい。	ご指摘の趣旨は、第8の(2)エに含まれていると考えています。なお、ご指摘の趣旨については、障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針第2基本的な考え方において、「事業主や同じ職場で働く者が障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要である。」と規定されており、平成28年4月の施行に向けて、引き続き周知・啓発を行ってまいります。
38	障害者基本法の第2章(各則)の重要項目(福祉、雇用、所得保障、教育、住宅、差別禁止、バリアフリー、経済的負担の軽減、文化芸術活動等)について支援を行うことを明記して欲しい。	本方針は、難病患者の方々を対象として必要な項目を盛り込んでいると考えています。
39	啓発、理解促進及び職場定着支援などの差別解消に関する施策は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条で、国及び地方公共団体にその必要な施策の実施が義務付けられていることから、努力規定ではなく責務としてそのことを明記して欲しい。また、難病であっても働ける職場や雇用形態	本方針は、難病患者の方を対象として必要な項目を盛り込んでいます。 また、難病患者の方が難病であることをもって差別されないよう、雇用機会の確保に努め、治療と就労を両立できる環境を整備することを明記しています。

	を支援して欲しい。	
40	コミュニケーションがとりにくい、あるいは	障害を理由とする差別の解消の推進等を目的と
	とれないことを理由に難病患者が差別を受	する障害者差別解消法が平成28年4月1日に施
	けることのないように、重度コミュニケーシ	行されることに向けて、厚生労働省としても、所
	ョン障害者の支援を充実して欲しい。	管の事業者が適切に対応するために必要な指針
		等の策定に向けた作業を進めているところです。
		また、障害者総合支援法に基づく各種給付を通じ
		て、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に
		対する意思疎通支援を行っています。
41	第9(2)に難病の治療研究と医療費負担、	難病法第4条第3項に基づき、本方針は少なくと
	社会参加支援のそれぞれの施策の在り方に	も5年ごとに再検討を加え、必要がある時は見直
	ついて見直しを含めた検討規定を追記して	しを行うこととしています。
	欲しい。	
42	啓発活動の一例として、学校教育の場におい	本方針は、政策の方向性を示すものであるため、
	て難病患者との共生をテーマとして学習計	具体的な対応については今後検討する際の参考
	画に盛り込むことを追記して欲しい。	とさせていただきます。
43	難病患者が受けられるサービスを知ること	ご指摘の趣旨は、本方針に記載されている、難病
	ができる体制を整備して欲しい。	の患者が安心して療養しながら暮らしを続けて
		いけるよう、保健医療サービス、福祉サービス等
		について周知を図るという記述に含まれると考
		えています。
44	自己負担上限額管理の方法等の手続きの簡	難病患者の方に対する手続の負担等を軽減する
	素化や、支給認定までの期間を短縮して欲し	ことは重要であると考えており、制度の運用状況
	ίν <sub>°</sub>	を踏まえながら、検討してまいります。